

## 学校選択制 Q & A ～よくあるご質問～

また入学予定の学校を記載した就学通知書を同封します。

※ 就学通知書は入学予定者全員に送付します。

※ 就学通知書に記載された学校は、原則的に、**変更できません。**

(通学区域外への転居や国立・私立学校への入学等、特別な事由がある場合を除く)

※ 補欠登録となっている方の就学通知書には、通学区域校が記載されています。

**【小学校】  
2月7日まで**

**補欠登録の繰上げ（※小学校と中学校で期限が異なります。）**

○ 補欠登録となった学校（第1希望校）で、転出や国立・私立学校への入学により、受入可能人数に空きが出た場合は、随時補欠登録順に繰上げとなります。

○ 繰上げで当選された方には、繰上げの意思確認を行ったうえで、先に送付した就学通知書にかえて、繰上げとなった希望校の就学通知書を送付します。

○ **補欠登録者の繰上げ期限は、小学校が令和7年2月7日（金）まで、中学校が令和7年2月14日（金）とし、この日までの転出等を反映して最終繰上げを行います。**

※ 繰上げ当選ならなかった方は、お持ちの就学通知書に記載されている通学区域校に入学することとなります。

**【中学校】  
2月14日まで**

### ☆おねがい☆

以下の点について確認してください。不明な点は区役所までお問い合わせください。

#### 国立・私立学校を希望される場合

☆国立・私立学校を希望している場合でも、希望調査票の「受験する予定がある」に○をつけ、ご提出ください。（学校名は記入不要です。）

東淀川区の学校選択制を利用する際には、学校選択制希望欄に、「本市の希望学校名」を記入していただく必要があります。

記入がない場合につきましては、校区の学校が希望選択校として指定されることとなりますので、ご注意ください。

☆国立・私立学校等への入学が決定したときは、速やかに、「入学許可証」を持参のうえ、区役所まで届け出てください。

#### 支援学校へ入学する場合・東淀川区外へ転出が決まった場合

☆区役所までその旨お知らせください。

#### 補欠登録の辞退

☆抽選において補欠登録され、繰上げ期限より前に、通学区域校への入学を希望するときは、その旨届け出いただく必要があります。補欠登録のお知らせに同封します「補欠辞退届」に記入していただき、東淀川区役所まで届け出てください。

※補欠辞退届を提出されたあとは、いかなる理由であっても補欠辞退の取消はできませんのでご注意ください。

#### ● 《制度について》

No.	質問	回答
1	【学校の選択について】 東淀川区内のどの学校でも選べますか。	<b>東淀川区のすべての学校から選べます。</b> ※ただし、施設一体型小中一貫校を選ぶ場合は、必ず「第1希望校」として、希望調査票を出してください。
2	【きょうだい関係について】 きょうだい学校選択制により通学区域以外の学校へ通っていますが、きょうだいと同じ学校を選択した場合、優先はありますか。	<b>きょうだい関係での優先はありません。</b> 東淀川区では、児童生徒ひとりひとりが同じ条件で学校選択をしていただくことができる制度とするため、きょうだい関係における優先は設けておりません。予めご了承ください。
3	【中学校進学について】 学校選択制で通学区域以外の学校に入学した場合、その進学中学校にはそのまま通えますか。	<b>必ず入学できるとは限りません。</b> （むくのき学園は除きます。） 中学校入学時に改めて学校選択をしていただく必要があります。希望される場合は必ず希望調査票をご提出ください。なお、希望中学校が抽選になった場合に、小学校で学校選択をされた方でも、その進学中学校への優先はありません。
4	【双子について】 双子の場合はどうなりますか。	双子の場合など、新1年生同士がきょうだいの場合、 <b>原則1組として取り扱います。</b>

#### ● 《希望調査票について》

No.	質問	回答
5	【提出期限・提出先について】 「学校選択制希望調査票」はいつまでに、どこへ提出したらいいのですか。	【ご持参の場合】 令和6年10月31日(木)17時30分まで 【郵便で送る場合】 令和6年10月31日(木)必着 (返信用封筒をご利用ください) 【提出先】 東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）1階5番窓口
6	【希望調査の結果について】 希望調査の結果はいつわかりますか。	<b>11月上旬に一度東淀川区ホームページで公表します。</b> 「希望調査結果通知」も送付しますので、必ず内容をご確認ください。
7	【希望校の記入について】 第2希望まで選択しなければなりませんか。	<b>第2希望がない場合は、選択の必要はありません。</b> ※ただし、第2希望校まで選択し、第2希望校への当選が決まった場合、第2希望校への入学は辞退できません。
8	【市外などへ転出する場合について】	<b>大阪市内に住民票を置いている限りは、ご提出をお願いします。</b>